

## 犯罪報道における被疑者・被害者の取り扱い方の変遷と 問題点に関する実証的研究\*

The Demonstrative Research about Change and the Problem  
of how to deal with the Suspect and the Victim in Crime Reporting  
小川祐喜子<sup>1</sup>，柳瀬公<sup>2</sup>  
大谷奈緒子<sup>3</sup>，赤尾光史<sup>4</sup>，四方由美<sup>5</sup>，福田朋実<sup>6</sup>，川島安博<sup>7</sup>，川上孝之<sup>8</sup>，島崎哲彦<sup>9</sup>  
Yukiko OGAWA, Toru YANASE,  
Naoko OTANI, Mitsushi AKAO, Yumi SHIKATA, Tomomi FUKUDA,  
Yasuhiro KAWASHIMA, Takayuki KAWAKAMI, Akihiko SHIMAZAKI

<sup>1</sup>東洋大学社会学部 Toyo University Faculty of Sociology

<sup>2</sup>東洋大学大学院社会学研究科博士後期課程 The Graduate school of sociology, Toyo University

<sup>3</sup>東洋大学社会学部 Toyo University Faculty of Sociology

<sup>4</sup>明治大学政経学部 Meiji University School of Political Science and Economics

<sup>5</sup>宮崎公立大学人文学部 Miyazaki Municipal University Faculty of Humanities

<sup>6</sup>東洋大学大学院社会学研究科博士後期課程 The Graduate school of sociology, Toyo University

<sup>7</sup>明海大学 総合教育センター Meikai University Integrated Education Center

<sup>8</sup>明海大学 総合教育センター Meikai University Integrated Education Center

<sup>9</sup>東洋大学社会学部 Toyo University Faculty of Sociology

**要旨** 日本の犯罪報道において、被疑者、被害者の扱いは、社会規範や法制度の変化や、社会問題とされたいくつかの事件報道を経て変化しながら今日に至っている。しかしながら、名誉毀損、プライバシーの侵害等に関わる「報道被害」は依然問題となっている。そこで本研究では、1880年代から今日までの新聞報道を分析することで、被疑者、被害者が報道の中でどのように取り扱われてきたのか、その変遷を明らかにした。その結果、1980年代以降、プライバシーに配慮した報道へと変化する傾向がみられる一方で、実名による報道は1880年代から継続している他、個人的属性や個人に関連する情報についても、記載される内容は時期によって変容しつつも、その数は増加傾向にあるという知見を得た。従って、時代の変化の中で報道の在り方は確かに変化しているが、報道被害を引き起こす要因は解決されていないことが明白となり、このことが現在の犯罪報道の問題を生じてさせているといえる。

**キーワード** 犯罪報道、実名報道、匿名報道、プライバシー侵害

### 1. 研究の背景・目的

マス・メディアの報道には、対象となった人や組織に一定の地位を付与する機能があり<sup>1</sup>犯罪報道においては、被疑者、被害者ともマイナスの地位も付与することがある。報道被害が指摘されるケースも少なくない。「ロス疑惑事件」(1984年)では、被疑者を犯人視する報道が行われ、「松本サリン事件」(1995年)では、第一通報者が被疑者扱いされた。「東京電力女性社員殺害事件」(1997年)では、被害者のプライバシーが公表された。「和歌山毒入りカレー事件」(1998年)や「秋田連続児童殺害事件」(2006年)においては、事件当事者に対する集団的過熱取材(メディア・スクラム)が人権侵害に当たる等、その報道が問題とされた。

報道の在り方をめぐっては、1970年代後半に日本弁護士連合会が犯罪報道の問題点を指摘して以来、犯罪報道における被疑者・被害者の名誉棄損、プライバシー侵害、被疑者を犯人視する報道などが問題とされてきた(日本弁護士連合会, 1976)。日弁連は1970年代、犯罪報道におけるマス・メディアの原則実名主義などを批判的に検討した結果を『人権と報道』(日本弁護士連合会, 1976)として公表した。その中で日弁連は、犯罪報道によって引き起こされる名誉棄損やプライバシー侵害などの問題を考察し、「少なくとも無罪の推定を受けているはずの被疑者・被告人に対しては、原則として、氏名を公表することなく報道すべきである」と主張した。また、実名報道の弊害については、報道の現場からも問題提起が行われた(浅野健一, 1984)。1980年代末にはすべてのマス・メディアが被疑者を呼び捨てから容疑者呼称に転換、日本新聞協会は、新聞倫理綱領を2000年6月に改めて策定し、「人権の尊重」の項目を設けるなど行ってきた(日本新聞協会, 2006)。

他方、個人情報保護法(2003年成立)をはじめ情報や報道に関する法制度が強化されたことによる変化がみられる(平川宗

\*本研究は、「犯罪報道における被疑者・被害者の取り扱い方の変遷と問題点に関する実証的研究」(研究代表者島崎哲彦)をテーマに、「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」(東洋大学 21世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター)の研究助成を受けたものである。

信,2010)。日本新聞協会は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(2004年)の公布を受け、「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を公表した。犯罪被害者等基本法(2005年)に基づいて閣議決定された犯罪被害者等基本計画は、警察発表で被害者を匿名にすることを盛り込んだ。これらの犯罪報道におけるマス・メディアの自主規制や法制度の影響をめぐっては、実際の報道を実証的に検証した上で議論することが必要であろう。そこで本研究では、1880年代から今日までの新聞報道を分析し、日本の犯罪報道において被疑者、被害者がどのように取り扱われてきたのかその変遷を明らかにした。

## 2. 研究の方法

被疑者、被害者に関する報道の変遷を把握するために、「朝日新聞」が発刊された1879年から2000年代までを対象期間として、10年ごとに、各年代において社会的影響があったと考えられる14件の殺人事件を『明治・大正・昭和・平成 事件・犯罪大事典』<sup>2</sup>から抽出した。分析対象記事は、1880年代「花井お梅の箱屋峯吉殺し事件」、1890年代「東京・お茶の水の愛人惨殺事件(おこの殺し事件)」、1900年代「東京・麹町の少年腎肉切り取り事件」、1910年代「吉田石松翁事件(日本岩窟王事件)」、1920年代「“ピス健”大西性次郎事件」、1930年代「江ノ島殺人事件」、1940年代(戦時中)「浜松の聾啞青年大量殺人事件(浜松事件)」、1940年代(戦後)「免田事件」、1950年代「松山事件」、1960年代「吉展ちゃん誘拐殺人事件」、1970年代「連合赤軍あさま山荘事件」、1980年代「ロス疑惑事件」、1990年代「和歌山毒入りカレー事件」、2000年代「秋田連続児童殺害事件」である。なお、「朝日新聞」は発行部数も多く、「明治10年代から大阪を発祥に『客観・中立』『不偏不党』の代表(鈴木謙介,2009)の新聞であること、「犯罪と処罰をめぐる犯罪報道を基盤に、文明開化と勧善懲悪を人びとに説き示した(土屋礼子,2002)新聞であることから分析の対象とした。

### (1) 対象記事の抽出方法

「朝日新聞」のデータベースから、各事件が最初に掲載された時点から2010年3月31日までの全記事を抽出した。さらに、各事件の「発生」、「逮捕」、「裁判開始」、「求刑」、「判決」、「控訴」、「上告」、「刑執行」、「再審裁判開始」、「再審求刑」、「再審判決」、「再審控訴」、「再審上告」の前後1週間の記事を抽出し、分析対象記事とした。

### (2) 内容分析<sup>3</sup>の項目・方法

内容分析の基本項目は、「新聞名」、「年」、「月」、「日」、「記事掲載刊別」、「記事掲載面」、「記事の種類」、「記事分類(該当記事と定例記事)」、「時期分類」、「写真掲載の有無」、「被疑者数」、「被害者数」とした。それに加え、「被疑者」<sup>4</sup>、「被疑者父」、「被疑者母」、「被疑者の兄弟・姉妹」、「被疑者の配偶者・元配偶者含む」、「被害者」、「被害者父」、「被害者母」、「被害者の兄弟・姉妹」、「被害者の配偶者・元配偶者含む」に関しては、呼称の他、外見、人間性、経済状況、顔写真などの項目を設定し、掲載状況の確認をおこなった。

各人物の分析項目は、以下のとおりである。「被疑者」については、「氏名(名字と名前の両方がある)」、「名字のみ」、「名前のみ」、「仮名(仮の名前)」、「呼び方:犯人」、「呼び方:容疑者」、「呼び方:加害者」、「呼び方:被告 被告人」、「呼び方:受刑者」、「呼び方:死刑囚」、「呼び方:氏名呼び捨て」、「呼び方:名字のみ呼び捨て」、「呼び方:名前のみ呼び捨て」、「呼び方:その他(具体的に)」、「性別」、「年齢」、「住所1(都道府県まで表記)」、「住所2(市区町村名まで表記)」、「住所3(字名以下表記)」、「職業」、「役職(具体的に)」、「学校名・施設名(卒業した学校など含む)」、「学歴」、「出身地」、「勤め先の名前のみ」、「勤め先の住所」、「病歴」、「性癖」、「見た目(外見)」、「異常性の示唆」、「趣味・趣向」、「性格・人間性(内面的なもの)」、「経済状況」、「実家関係事項」、「責任能力の有無」、「顔写真」、「家写真」、「その他の写真(具体的に)」、「イラスト」、「その他(具体的に)」、「該当なし」の41項目を設定した。次いで「被害者」では、「氏名(名字と名前の両方がある)」、「名字のみ」、「名前のみ」、「仮名(仮の名前)」、「呼び方:ちゃん・くん」、「呼び方:さん」、「呼び方:氏」、「呼び方:氏名呼び捨て」、「呼び方:名字のみ呼び捨て」、「呼び方:名前のみ呼び捨て」、「呼び方:その他(具体的に)」、「性別」、「年齢」、「住所1(都道府県まで表記)」、「住所2(市区町村名まで表記)」、「住所3(字名以下表記)」、「職業(幼稚園児・保育園児含む)」、「役職(具体的に)」、「学校名・施設名・保育園名・幼稚園名(卒業した学校など含む)」、「学歴」、「出身地」、「勤め先の名前のみ」、「勤め先の住所」、「病歴」、「性癖」、「見た目(外見)」、「異常性の示唆」、「趣味・趣向」、「性格・人間性(内面的なもの)」、「経済状況」、「実家関係事項」、「責任能力の有無」、「顔写真」、「家写真」、「その他の写真(具体的に)」、「イラスト」、「その他(具体的に)」、「該当なし」の38項目を設定した。そして「被疑者父」、「被疑者母」、「被疑者の兄弟・姉妹」、「被疑者の配偶者・元配偶者含む」、「被害者父」、「被害者母」、「被害者の兄弟・姉妹」、「被害者の配偶者・元配偶者含む」では、「氏名(名字と名前の両方がある)」、「名字のみ」、「名前のみ」、「仮名(仮の名前)」、「呼び方:氏」、「呼び方:さん」、「呼び方:氏名呼び捨て」、「呼び方:名字のみ呼び捨て」、「呼び方:名前のみ呼び捨て」、「呼び方:その他(具体的に)」、「性別」、「年齢」、「住所1(都道府県まで表記)」、「住所2(市区町村名まで表記)」、

「住所 3(字名以下表記)」、「職業」、「役職(具体的に)」、「学校名・施設名(卒業した学校など含む)」、「学歴」、「出身地」、「勤め先の名前のみ」、「勤め先の住所」、「病歴」、「性癖」、「見た目(外見)」、「異常性の示唆」、「趣味・趣向」、「性格・人間性(内面的なもの)」、「経済状況」、「実家関係事項」、「責任能力の有無」、「顔写真」、「家写真」、「その他の写真(具体的に)」、「イラスト」、「その他(具体的に)」、「該当なし」の37項目を設定した。

さらに、被疑者や被害者の関係者がどの範囲まで報道されたか、「被疑者親族(祖父)」、「被疑者親族(祖母)」、「その他の被疑者親族」、「被疑者の友人」、「被疑者の同級生」、「被疑者の恋人・愛人(元恋人 元愛人を含む)」、「被疑者の知人」、「被疑者の学校関係者」、「被疑者の職場関係者」、「被疑者の共犯者」、「その他の被疑者関係者」、「被疑者の義父」、「被疑者の義母」、「被疑者の義兄」、「被疑者の義弟」、「被疑者の義姉」、「被疑者の義妹」、「被害者親族(祖父)」、「被害者親族(祖母)」、「その他の被害者親族」、「被害者の遺族」、「被害者の友人」、「被害者の同級生」、「被害者の恋人・愛人(元恋人 元愛人を含む)」、「被害者の知人」、「被害者の学校(幼稚園・保育園を含む)関係者」、「被害者のその他関係者」、「被害者の義父」、「被害者の義母」、「被害者の義兄」、「被害者の義弟」、「被害者の義姉」、「被害者の義妹」について確認した。

### (3) 分析の時期区分

1880年代から現代まで、マス・メディアの自主規制の動向に沿いながら報道の変遷をみるために、分析対象時期を、1880年代から戦時下までを「第1期」、日本新聞協会が「新聞倫理綱領」を発出した戦後から1979年までを「第2期」、マス・メディアが容疑者呼称を転換した1980年から2010年までを「第3期」に区分し、前掲の項目について時期別に検討を行った。

## 3. 分析結果

### (1) 分析の概要

分析対象期間における、被疑者、被害者の時期別記事件数は、それぞれ次のとおりである。被疑者は合計で85件で、内訳は第1期が28件、第2期が26件、第3期が31件となった。被害者は合計で185件で、そのうち、第1期は58件、第2期は64件、第3期は63件であった。以下では報道の傾向に関して時期別に検討した結果を記す。

### (2) 分析の知見

#### (2)-1-1 被疑者の報道

被疑者の「氏名」の掲載率は第2期で僅かに減少するが、全体的には高い傾向にあり、第1期と第3期では約9割を占める。また、「氏名呼び捨て」と「名字のみ呼び捨て」は第1期で多く、第3期で減少する傾向がある。他方、「名前のみ呼び捨て」は第2期から減少傾向がみられる。「犯人」、「容疑者」、「加害者」、「被告・被告人」などの呼称では、第1期と第2期では「犯人」や「被告・被告人」が多用され、第3期になるとそれらに加え「容疑者」呼称が多くなることがわかる(表1参照)。

表1 時期別に見た被疑者の呼称の報道状況

	記事数	氏名	名字のみ	名前のみ	仮名	呼び方(犯人)	呼び方(容疑者)	呼び方(加害者)	呼ばれ方(被告人)	呼ばれ方(受刑者)	呼ばれ方(死刑囚)	氏名呼び捨て	名字のみ呼び捨て	名前のみ呼び捨て	呼び方(その他)
全体	100.0%	85.9	57.6	41.2	2.4	29.4	11.8	2.4	45.9	1.2	1.2	48.2	35.3	27.1	61.2
	85	73	49	35	2	25	10	2	39	1	1	41	30	23	52
第1期	32.9	89.3	39.3	60.7	7.1	35.7	-	3.6	35.7	-	-	82.1	39.3	50.0	75.0
	28	25	11	17	2	10	-	1	10	-	-	23	11	14	21
第2期	30.6	76.9	57.7	23.1	-	26.9	3.8	-	26.9	3.8	-	57.7	46.2	15.4	57.7
	26	20	15	6	-	7	1	-	7	1	-	15	12	4	15
第3期	36.5	90.3	74.2	38.7	-	25.8	29.0	3.2	71.0	-	3.2	9.7	22.6	16.1	51.6
	31	28	23	12	-	8	9	1	22	-	1	3	7	5	16

※注1: 表の上段の数は該当した項目の比率(単位:%)、下段の数は該当した項目の記事数(単位:件)を指す。

表2 時期別に見た被疑者の個人的属性の報道状況

	記事数	性別	年齢	名住所1(表記)道府県	名住所2(表記)市区町村	表住所3(字名以下)	職業	役職	学歴	出身地	勤め先の名前のみ	勤め先の住所
全体	100.0	4.7	77.6	7.1	17.6	18.8	38.8	9.4	17.6	18.8	2.4	3.5
	85	4	66	6	15	16	33	8	15	16	2	3
第1期	32.9	-	46.4	7.1	7.1	25.0	25.0	3.6	21.4	17.9	-	-
	28	-	13	2	2	7	7	1	6	5	-	-
第2期	30.6	-	92.3	11.5	15.4	15.4	46.2	19.2	23.1	30.8	-	-
	26	-	24	3	4	4	12	5	6	8	-	-
第3期	36.5	12.9	93.5	3.2	29.0	16.1	45.2	6.5	9.7	9.7	6.5	3.5
	31	4	29	1	9	5	14	2	3	3	2	3

※注1: 表の上段の数は該当した項目の比率(単位:%)、下段の数は該当した項目の記事数(単位:件)を指す。

被疑者の個人的属性の掲載について特筆すべき点は、「住所」に関する報道であった。「字名以下」の記載は第1期で多く、

第2期以降は掲載率は低下する。他方、「市区町村名まで」の掲載は第2期以降で多く、第1期の「字名以下」の表記から第2期以降で「市区町村名まで」の表記へ移行する傾向がある。その他、「年齢」と「職業」は第2期からの掲載率が高く、年齢は9割以上が、職業は約5割が掲載されている。「役職」、「学歴」、「出身地」は、第2期での掲載率が高いが、第3期には1割に満たなくなる。第3期以降には、「性別」、「勤め先の名前のみ」と「勤め先の住所」が掲載されるようになる(表2参照)。

被疑者の個人に関連する情報についてみると、第3期は多岐に渡って情報が公開されていることがわかる。設定した項目の中で多く掲載されるのは、「見た目(外見)」、「異常性の示唆」、「人間性(内面的なもの)」、「経済状況」である。第2期以降では、「実家関係事項」の情報や、「顔写真」および「家写真」等の写真の掲載もみられるようになる(表3参照)。

表3 時期別に見た被疑者の個人に関連する情報の報道状況

	記事数	病歴	性別	見た目(外見)	異常性の示唆	趣味・趣向	人間性(内面的なもの)	経済状況	実家関係事項	責任能力の有無	顔写真	家写真	イラスト
全体	100.0%	9.4	3.5	28.2	14.1	2.4	20.0	15.3	7.1	4.7	21.2	2.4	8.2
	85	8	3	24	12	2	17	13	6	4	18	2	7
第1期	32.9	10.7	-	28.6	10.7	-	28.6	10.7	-	3.6	3.6	-	10.7
	28	3	-	8	3	-	8	3	-	1	1	-	3
第2期	30.6	15.4	3.8	23.1	19.2	3.8	15.4	15.4	15.4	-	23.1	3.8	-
	26	4	1	6	5	1	4	4	4	-	6	1	-
第3期	36.5	3.2	6.5	32.3	12.9	3.2	16.1	19.4	6.5	9.7	35.5	3.2	12.9
	31	1	2	10	4	1	5	6	2	3	11	1	4

※注1: 表の上段の数は該当した項目の比率(単位:%)、下段の数は該当した項目の記事数(単位:件)を指す。  
※注2: 表には全3期間で掲載があった項目のみを記載している。したがって、「その他の写真」、「その他」、「該当なし」の項目は記載していない。

### (2) - 1 - 2 被疑者の父、母、兄弟・姉妹、配偶者・元配偶者の報道

被疑者の親族(父、母、兄弟・姉妹、配偶者・元配偶者)の氏名の掲載率は高くはないものの、記事への記載が確認された。第1期と第3期で特に掲載される傾向があるが、配偶者・元配偶者は全時期で掲載され、第1期の掲載率は2割を超えて高い。呼称に関しては、第1期では呼び捨てが見られ、特に配偶者・元配偶者の「呼び方(名前のみ呼び捨て)」は、3割を超えるが、第3期に入ると、「呼び方(さん)」が多く用いられるようになる。

「住所」では、第1期で「字名以下」の記載が確認されている。第2期以降は「市区町村名まで」の表記となるが、親族の住所の記載が確認できた。その他、個人的属性の記載に関しては、全時期において、父は「職業」、兄弟・姉妹および配偶者・元配偶者では「年齢」の記載がある。特に、「年齢」の記載は、被疑者および被害者と同様に、第3期で多い傾向がある。

個人に関連する情報では、突出して掲載率の高い項目はないものの、すべての時期において掲載が確認できる。なかでも、配偶者・元配偶者の第1期の「見た目(外見)」と、父の第2期の「人間性(内面的なもの)」は、掲載率が1割を超えており、他の項目に比べ多い傾向がある。その他、第2期と第3期では、母と兄弟・姉妹の「顔写真」の掲載が確認された。

### (2) - 1 - 3 被疑者の関係者の報道

記事中に多く登場した被疑者の関係者は「知人」、「恋人・愛人(元恋人・愛人を含む)」、「共犯者」で、それぞれすべての時期で登場しており、当然ではあるが「共犯者」の登場率は高い。「共犯者」の登場率はすべての時期で2割を超えるが、第2期では分析対象事件が関連して、約7割と突出している。その他、第1期でのみ義理の親族(義母、義兄、義弟)が登場するが、全体的に多くの関係者が登場しているのは第3期で、他の2期と比較すると、その登場率は高い傾向にある。

### (2) - 2 - 1 被害者の報道

被害者の「氏名」掲載率は6割前後を占め、全3期を通して同じ傾向にある。また、「名前のみ」や「名字のみ」の掲載もすべての時期で確認されており、「名前のみ」の掲載率は第3期では3割を超え、「氏名」に次いで多くなっている。呼び捨ては第1期で多く、特に「氏名呼び捨て」は5割を占める。その後、呼び捨ては減少傾向にあり、「氏名呼び捨て」と「名字のみ呼び捨て」は第3期ではみられなくなる。しかし、「名前のみ呼び捨て」による掲載は第3期になっても引き続きみられる。氏名呼び捨ての減少に伴い、第1期から第3期になるにつれて、「呼び方(ちゃん、くん)」、「呼び方(さん)」が用いられ、第3期では「呼び方(さん)」は5割を占めるようになる(表4参照)。

被害者の個人的属性の掲載に関しては、住所は「字名以下」の記載は第1期で多く、4割弱を占める。これは被疑者の掲載率よりも高い。しかし、第2期以降は「字名以下」の記載は減少し、第3期になると「市区町村名まで」の記載が主流となる。その他、「年齢」、「職業」、「役職」は全期間において掲載されるが、なかでも「年齢」と「職業」の掲載が多いことがわかる。さらに、時期別の特徴として、「性別」は第3期から掲載されるようになり、「勤め先の名前」と「勤め先の住所」の掲載は第2期までとなっていることがあげられる(表5参照)。

個人に関連する情報のうち、すべての時期を通して掲載されているのは、「病歴」、「見た目(外見)」、「趣味・趣向」、およ

び「顔写真」であるが、時期別に比較すると、第1期で掲載される情報の内容が多岐に渡り、掲載率も高いことがわかる。第3期になると各情報の掲載率は減少する傾向にはあるものの、「見た目(外見)」や「顔写真」等、被害者を特定するような情報は引き続き公開されている(表6参照)。

表4 時期別に見た被害者の呼称の報道状況

	記事数	氏名	名字のみ	名前のみ	(呼び方 「ちゃん、くん」)	呼び方(さん)	呼び方(氏)	氏名呼び捨て	名字のみ呼び捨て	名前のみ呼び捨て
全体	100.0%	58.9	15.1	31.4	11.9	30.3	2.2	16.2	2.2	17.3
	185	109	28	58	22	56	4	30	4	32
第1期	31.4	60.3	12.1	25.9	1.7	5.2	6.9	50.0	6.9	27.6
	58	35	7	15	1	3	4	29	4	16
第2期	34.6	56.3	28.1	23.4	10.9	28.1	-	1.6	-	9.4
	64	36	18	15	7	18	-	1	-	6
第3期	34.1	60.3	4.8	31.4	22.2	55.6	-	-	-	15.9
	63	38	3	28	14	35	-	-	-	10

※注1: 表の上段の数は該当した項目の比率(単位:%)、下段の数は該当した項目の記事数(単位:件)を指す。  
 ※注2: 表には全3期間で掲載があった項目のみを記載している。したがって、「仮名」の項目は記載していない。

表5 時期別に見た被害者の個人的属性の報道状況

記事数	性別	年齢	住所1(都道府県)	住所2(市区町村)	住所3(字名以下)	園(職業含む園児・保育)	役職	学歴	出身地	勤め先の名前のみ	勤め先の住所	
全体	100.0%	9.2	56.2	1.6	10.3	15.1	48.1	17.8	0.5	3.8	7.6	1.6
	185	17	104	3	19	28	89	33	1	7	14	3
第1期	31.4	-	27.6	-	-	37.9	48.3	10.3	1.7	8.6	10.3	3.4
	58	-	16	-	-	22	28	6	1	5	6	2
第2期	34.6	-	56.3	4.7	7.8	3.1	51.6	29.7	-	1.6	12.5	1.6
	64	-	36	3	5	2	33	19	-	1	8	1
第3期	34.1	27.0	82.5	-	22.2	6.3	44.4	12.7	-	1.6	-	-
	63	17	52	-	14	4	28	8	-	1	-	-

※注1: 表の上段の数は該当した項目の比率(単位:%)、下段の数は該当した項目の記事数(単位:件)を指す。

表6 時期別に見た被害者の個人に関する情報の報道傾向

記事数	病歴	見た目(外見)	趣味・趣向	人間性(内面的なもの)	経済状況	実家関係事項	顔写真
全体	100.0%	3.8	8.6	3.2	1.6	0.5	4.9
	185	7	16	6	3	1	9
第1期	31.4	6.9	8.6	5.2	6.9	-	3.4
	58	4	5	3	4	-	2
第2期	34.6	1.6	7.8	1.6	3.1	-	6.3
	64	1	5	1	2	-	4
第3期	34.1	3.2	9.5	3.2	-	0.5	4.8
	63	2	6	2	-	1	3

※注1: 表の上段の数は該当した項目の比率(単位:%)、下段の数は該当した項目の記事数(単位:件)を指す。

※注2: 表には全3期間で掲載があった項目のみを記載している。したがって、「性別」、「異常性の示唆」、「責任能力の有無」、「家写真」、「その他の写真」、「イラスト」、「その他」、「該当なし」の項目は記載していない。

## (2) - 2 - 2 被害者の父、母、兄弟・姉妹、配偶者・元配偶者の報道

「氏名」の掲載率は、被疑者の親族(父、母、兄弟・姉妹、配偶者・元配偶者)より高い傾向にあり、特に父と母、および配偶者・元配偶者については、すべての時期において掲載されている。呼び捨てはすべての時期で確認されるが、特に第1期で多い。第3期に入ると呼び捨ての傾向は少なくなるが、配偶者・元配偶者のみ、僅かに呼び捨てが確認される。また、第3期になるにつれて、「呼び方(さん)」が増加する傾向にあり、呼称は、呼び捨てから「さん」付けへと移行したといえる。

「住所」の記載については、「字名以下」の表記は第1期で多いものの、父と母に関しては第3期でも確認される。「市区町村まで」は、父は第2期まで、母は第3期でのみ掲載されるが、その掲載率は高くはない。しかしながら、「字名以下」を含め、住所が掲載される傾向は第3期でも続いていることがわかる。その他、特記する点をあげると、個人的属性に関する情報では、「性別」、「年齢」、「職業」、「役職」、「出身地」、「勤め先の名前」、「勤め先の住所」の掲載があった。「年齢」はすべての時期を通して記載され、特に第3期での掲載率が高い。たとえば、配偶者・元配偶者の場合、第1期と第2期の掲載率は5%を下回るが、第3期には約25%を占めるようになる。個人に関する情報では、第3期で多岐に渡って掲載されており、具体的には、「病歴」、「見た目(外見)」、「趣味・趣向」、「人間性(内面的なもの)」、「経済状況」、「実家関係事項」、「責任能力の有無」、「顔写真」、「家写真」、「イラスト」が挙げられる。

### (2) - 2 - 3 被害者の関係者の報道

被害者の関係者のうちで記事中に多く登場したのは「友人」と「その他の親族」（祖父、祖母を除く）で、特に第3期で多くなっている。義理の親族が登場する傾向は、被疑者同様、第1期でのみみられる傾向にある。第3期では、登場率は高くはないものの、多様な関係者が記事中に登場している。

### 4. 得られた知見

本研究では「実名報道とプライバシー」の視点から、被疑者、被害者がどのように取り扱われてきたのか、その変遷を実証的に明らかにした。実名に関しては、すべての時期において確認され、実名での報道が主流となっている。被疑者の呼称は、第1期と第2期では「犯人」や「被告・被告人」が多用されているが、第2期で「容疑者」呼称が始まり、第3期では「犯人」を上回るようになる。しかしながら第3期でも、被疑者の呼び捨てや「犯人」の呼称は続いている。また、呼称の変化に関連して、第3期以降「性別」や「年齢」の記載は増加している。他方、被害者の呼称については、第3期になるにつれて、「さん」付けや「ちゃん」付けで呼ばれることが多くなり、第3期では併せて約8割を占めるようになる。このような実名の記載と呼び捨てが減少する傾向は、被疑者、被害者の親族においても確認された。次に、個人的属性については、特に第3期で「性別」や「年齢」の記載が多くなることから、第3期になると、実名とともに性別や年齢を併せて報道する傾向がみられた。この傾向は、被疑者、被害者、およびそれぞれの親族について確認された。被疑者、被害者を問わず、住所が特定される「字名以下」の表記は、「市区町村名まで」へと移行しつつあるが、第3期に至っても未だ「字名以下」の表記がなくなることはない。

被害者の報道量はかなり多く、第3期に入っても、被疑者、被害者および、各々の親族に関して、個人的属性や個人に関連する情報が多く報道される傾向がみられる。記事全体に占める個人的属性の記事数の割合を時期別に比較すると、被疑者（ $n=48$ ）は、第1期は43.8%、第2期は27.1%、第3期は29.2%、被害者（ $n=318$ ）は第1期は27.0%、第2期は34.0%、第3期は39.0%となる。同様に、個人に関連する情報についてみると、被疑者（ $n=184$ ）は、第1期は23.4%、第2期は35.9%、第3期は40.8%、被害者（ $n=48$ ）は第1期は43.8%、第2期は27.1%、第3期は29.2%である。このように、被疑者と被害者を比較すると、個人的属性は、被疑者は第1期に比べて減少するが、一方で被害者は増加しており、個人に関連する情報は、第2期を境に、被疑者は増加し、被害者は減少する傾向にあるといえる。従って、1880年代から2000年代にかけての新聞の犯罪報道は、プライバシーに配慮して個人的属性の記載はその内容を変化させているものの、実名による報道が主流である。さらに、個人的属性や個人に関連する情報の掲載や、被疑者や被害者の親族や関係者についても報道する等の姿勢は依然続いており、マス・メディアによる自主規制が行われ、法制度が改正されても、このような報道が報道被害に繋がる要因となっているといえよう。

<sup>1</sup> 「地位付与の機能」とは、1948年PFラザーズフェルドとRKマートンが「社会的規範の強化」と「権威的逆機能」と共にマス・コミュニケーションの社会的機能と指摘したひとつである（PF.Lazarsfeld & R.K.Merton, 1960=1968 犬養康彦）。

<sup>2</sup> 本事典には2002年までの事件しか掲載されていないため、「秋田連続児童殺害事件」は集約的過熱取材の問題等を考慮し、2000年代の事件として分析対象に選定した。

<sup>3</sup> ベレルソンは、内容分析を「表明されたコミュニケーション内容の客観的・体系的・数量的記述のための調査技法」と定義し、その課題（本文では「用途」という表記）を17項目にまとめており（Berelson, 1952=1957）、本研究の分析は、①コミュニケーションの内容の時代的变化をたどること、②コミュニケーションの内容や構成がある基準と合致しているかどうかを調べてコミュニケーションの評価を行うこと、③送り手の特性、意図、主張を明らかにすること、の3点に基づくものである。

<sup>4</sup> 本研究では、「被疑者」を「加害者」としてコーディングしていたが、対象事件の中に冤罪が確定したものが含まれていたため「被疑者」に変更した。

### 引用文献

- 1) 浅野健一 (1984) 『犯罪報道の犯罪』, 学陽書房
- 2) Berelson, B. (1952) *Content Analysis in Communication Research*, Free Press (「内容分析」, 『社会心理学講座』, 稲葉三千男, 金圭煥訳, みすず書房, 1957.)
- 3) 平川宗信 (2010) 『報道被害とメディア改革』, 解放出版社
- 4) 村野薫 事件犯罪研究会編 (2002) 『明治・大正・昭和・平成 事件・犯罪大事典』, 東京法経学院出版
- 5) 日本弁護士連合会 (1976) 『人権と報道』, 日本評論社
- 6) 日本弁護士連合会, 人権擁護委員会 (2000) 『人権と報道—報道のあるべき姿とまとめて』, 明石書店
- 7) 日本新聞協会 (2006) 『実名と報道』, 日本新聞協会
- 8) PF.Lazarsfeld & R.K.Merton (1948) "Mass Communication, Popular Taste and Organized Social Action" *Mass Communications*, University of Illinois Press. (「マス・コミュニケーション、大衆の趣味、組織的な社会的行動」, 犬養康彦訳, 『マス・コミュニケーション: マス・メディアの総合的研究』, W. シュラム編 学習院大学社会学研究室訳, 東京創元社, 1968.)
- 9) 鈴木謙介 (2009) 「ジャーナリズムの社会的意義と新しいメディア」, 浜田純一, 田島泰彦, 桂敬一編著『新聞学』, 日本評論社
- 10) 土屋礼子 (2002) 『大衆紙の源流—明治期小新聞の研究—』, 世界思想社